



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*163 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1

○ 告示

- 580 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)..... 2
- 581 一般競争入札による落札者の決定 (管財課)..... 3
- 582 // (//)..... 3
- 583 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 4
- 584 和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (農林水産総務課)..... 4
- 585 海神池土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 6
- 586 美浜町土地改良区の定款変更の認可 (//)..... 7
- 587 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 7
- 588 // (//)..... 7
- 589 保安林の指定予定の通知 (//)..... 8
- 590 // (//)..... 8
- 591 保安林の指定施業要件変更予定 (//)..... 8
- 592 // (//)..... 9
- 593 // (//)..... 9
- 594 // (//)..... 10
- 595 // (//)..... 10
- 596 保安林の皆伐面積の公表 (//)..... 11
- 597 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 11

○ 選挙管理委員会告示

- 32 政治団体の届出事項の異動の届出 11
- 33 資金管理団体の指定の取消しの届出等 12
- 34 政治団体の解散の届出 12
- 35 政治団体の設立の届出 13

○ 会計管理者訓令

*3 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 13

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)..... 14
- 入札公告 (農林水産総務課)..... 14

規 則

和歌山県規則第163号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年6月1日

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保健所長への委任） 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>（1）～（16）略 （17）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する次のこと。 ア～エ 略 オ 第55条の規定による営業の許可 カ 第56条第2項（第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理 キ <u>第57条第1項の規定による営業の届出の受理</u> ク <u>第58条第1項の規定による回収に着手した旨及び回収の状況の届出の受理</u> ケ <u>第59条の規定による廃棄その他の処置命令</u> コ 第60条第1項の規定による営業許可の取消し、営業の禁止又は停止 サ <u>第61条の規定による施設の整備改善命令、営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止</u> （18）食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）に関する次のこと。 ア <u>第3条ただし書の規定による基準の緩和</u> イ <u>第4条第1項の規定による許可証の交付</u> ウ <u>第4条第2項の規定による許可証の再交付</u> エ <u>第5条第3項の規定による許可証の返納の届出の受理</u> （19）食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に関する次のこと。 ア <u>第71条の規定による変更の届出の受理</u> イ <u>第71条の2の規定による廃業の届出の受理</u> （20）～（24）略 （25）～（52）略</p>	<p>（保健所長への委任） 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>（1）～（16）略 （17）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する次のこと。 ア～エ 略 オ 第52条の規定による営業の許可 カ <u>第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出</u> キ <u>第54条の規定による廃棄その他の処置命令</u> ク 第55条の規定による営業許可の取消し、営業の禁止又は停止 ケ <u>第56条の規定による施設の整備改善命令、営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止</u> （18）食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）に関する次のこと。 ア <u>第3条ただし書及び第4条ただし書の規定による基準の緩和</u> イ <u>第5条第1項の規定による許可証の交付</u> ウ <u>第5条第2項の規定による許可証の再交付</u> エ <u>第6条第3項の規定による許可証の返納の届出の受理</u> オ <u>第8条の規定による営業の廃止、休業及び再開の届出の受理</u> （19）食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）<u>第71条の規定による申請事項の変更の届出の受理に関する</u>こと。 （20）～（24）略 （25）<u>和歌山県魚介類行商条例（昭和42年和歌山県条例第7号）に関する</u>次のこと。 ア～ク 略 （26）～（53）略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第580号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特約業者の氏名又は名称

株式会社山吉石油

- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山市紀三井寺749-1
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
令和3年5月24日

和歌山県告示第581号

令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
令和3年度及び令和4年度県庁舎（本館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額
30,085,715円（うち消費税及び地方消費税の額2,735,065円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年3月19日

和歌山県告示第582号

令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達の名称及び数量
令和3年度及び令和4年度県庁舎（南別館）電力調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月14日

- 4 落札者の氏名及び住所
中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地
- 5 落札金額
45,148,142円（うち消費税及び地方消費税の額4,104,376円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年3月19日

和歌山県告示第583号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和3年6月21日まで縦覧に供する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
令和3年5月20日
- 2 名称
特定非営利活動法人こどもの未来
- 3 代表者の氏名
古賀敬教
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県御坊市湯川町財部778番地7号2階1号室
- 5 定款に記載された目的
この法人は、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども達や、地域の中で支援を必要とする子ども達のいる世帯等を訪問しての子ども達の見守りを実施するとともに、子ども達への学習支援の実施や必要に応じた支援を実施することで、地域での子ども達の見守り体制の強化を図り、子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第584号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務
 - (2) 契約期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) この入札に係る業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から起算して過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。
ア 和歌山県水産試験場本館棟空調設備と同程度の電気設備の設置又は修繕業務を行った実績を有すること。
イ アに掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合は、一般競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））
 - イ 業務概要調書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - エ 個人にあっては、当該個人の住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
 - （ア）和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税全税目
 - （イ）消費税及び地方消費税
 - ク 役員等に関する調書
 - ケ 誓約書
 - コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
 - サ 2の（2）に掲げる実績を証明する書類（契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し又は履行証明書等）
 - シ 本業務の履行に当たり必要な許認可等を受けていること又は必要な届出を行っていることを証明する書類又はその写し
- (2) (1) のア、イ、オ、ク、ケ、コ及びサ（履行証明書に限る。）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和3年6月1日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) 資格審査申請時点で、既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1) のイからエまで及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年6月1日（火）から同月14日（月）までの

間に和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和3年6月1日（火）から同月21日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は書留郵便によるものとし、書留郵便による場合は、令和3年6月21日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862

ファクシミリ番号 073-433-3024

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和3年7月5日（月）までに送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、海神池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和3年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	高橋幸嗣	紀の川市北中136番地3
理事	大鷲義治	紀の川市北中128番地
理事	高橋潔	紀の川市北中161番地
理事	坂井清彦	紀の川市南中287番地
理事	坂井清	紀の川市南中185番地
理事	坂東利彦	紀の川市南中61番地
理事	坂上武	紀の川市南中273番地
理事	安積米三	紀の川市古和田582番地
理事	津川光生	紀の川市北大井533番地4
監事	高橋正美	紀の川市北中84番地1
監事	片山俊彦	紀の川市南中362番地1
監事	西坂善行	紀の川市北大井494番地

監事 梅田敏信 紀の川市北大井287番地

2 就任した役員（令和3年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 高橋幸嗣 紀の川市北中136番地3

理事 中嶋康晴 紀の川市北中166番地

理事 高橋啓 紀の川市北中157番地

理事 坂井清彦 紀の川市南中287番地

理事 瀧口憲一 紀の川市南中251番地2

理事 坂東利彦 紀の川市南中61番地

理事 坂上武 紀の川市南中273番地

理事 安積米三 紀の川市古和田582番地

理事 梅田敏信 紀の川市北大井287番地

監事 高橋正美 紀の川市北中84番地1

監事 片山俊彦 紀の川市南中362番地1

監事 西坂善行 紀の川市北大井494番地

監事 津川光生 紀の川市北大井533番地4

和歌山県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、美浜町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字木瀬戸1528の1（次の図に示す部分に限る。）、1530の5、1532の3、1537の1・1539・1540の3・1541の1・1541の2（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木532の5、535の4（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農

林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第589号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町久保野字久保野平1032の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市本宮町久保野字久保野平1032の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第590号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字尋野923、923の1、924、字久保ノ峪925から931まで、932の1、932の3、933、934、935の1、935の2、字廣野3474、3494から3496まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第591号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第592号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第593号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第594号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第595号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第596号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（ヘクタール）
紀南地域水源涵養保安林	3,439.12
紀中地域水源涵養保安林	1,494.16
紀北地域水源涵養保安林	331.41
紀南地域土砂流出防備保安林	964.28
紀中地域土砂流出防備保安林	402.75
紀北地域土砂流出防備保安林	414.34
紀南地域干害防備保安林	9.26
紀中地域干害防備保安林	7.92
紀北地域干害防備保安林	15.64
和歌山県全域保健保安林	156.00

和歌山県告示第597号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

周参見12地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	西牟婁郡	すさみ町	周参見	中ノ谷	4670番2	
2号	〃	〃	〃	上ミ山	4857番42	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	清水口	4657番	
5号	〃	〃	〃	〃	4660番1	
6号	〃	〃	〃	〃	4666番1	
7号	〃	〃	〃	中ノ谷	4676番2	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が

あったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
出口はるお後援会	出口晴夫	会計責任者	小谷隆一	湯川泰彰	令和 3.3.29
興政同友会	富安民浩	会計責任者	東原久博	森春平	令和 3.4.1
宮井あきら後援会	倉尾直樹	主たる事務所の所在地	田辺市中辺路町栗栖川29 1-163	田辺市中辺路町栗栖川14 2-24	令和 3.4.30

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松下元	松下はじめ後援会	令和 3.4.5

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党有田郡支部連絡協議会	大田貢	令和 3.3.31

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上野耕志後援会	上野耕志	令和 3.3.26
松下はじめ後援会	松下元	令和 3.4.5

西尾としお後援会	岩見卓一	令和 3.5.10
----------	------	--------------

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備 考
大田裕之後援会	大田裕之	大田恵美子	紀の川市貴志川町上野山155-6	令和 3.4.5	
由良こうせい後援会	由良孝誠	山田一郎	有田市箕島441-8	令和 3.4.12	
スパイ防止法制定促進和歌山県民会議	服部利幸	服部利幸	和歌山市杭ノ瀬162-8	令和 3.4.19	総務大臣届出から変更
中山忠吏後援会	中山忠吏	中山晴可	新宮市神倉1丁目6番5号	令和 3.4.27	

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第3号

庁 中 一 般
各 か い

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年6月1日

和歌山県会計管理者 真 田 昭

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
保管させる 出納員名	目的	交付限度額	保管させる 出納員名	目的	交付限度額
略			略		
和歌山下津 港湾事務所 の出納員	和歌山下津港湾事 務所の現金の収納 に際し必要なつり 銭に充てるため。	<u>20,000円</u>	和歌山下津 港湾事務所 の出納員	和歌山下津港湾事 務所の現金の収納 に際し必要なつり 銭に充てるため。	<u>60,000円</u>
略			略		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、令和3年4月22日以降無効とする。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免 税 軽 油 使 用 者 証 に 記 載 さ れ た 使 用 者 の 住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称	交 付 し た 県 税 事 務 所
農 業	和歌山県 第101430号	平成31年4月3日から 令和4年4月2日まで	和歌山市滝畑277-1 瀧本公和	和歌山県税事務所

入 札 公 告

和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和3年6月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 業務の名称

和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務

(3) 業務の仕様等

和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 履行場所

和歌山県水産試験場

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和3年和歌山県告示第584号に規定する和歌山県水産試験場本館棟空調設備の入換修繕業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課（以下「和歌山県農林水産総務課」という。）

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館3階

(2) 期間

令和3年6月1日（火）から同年7月12日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和3年6月1日（火）から同月14日（月）までの間に和歌山県農林水産総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館3階 農林水産部会議室

イ 入札日時

令和3年7月13日（火）午前10時30分

ウ 開札場所

アと同じ。

エ 開札日時

イと同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年7月12日（月）午後5時までに和歌山県農林水産総務課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資

格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何等の責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県農林水産総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2862（直通）

ファクシミリ番号 073-433-3024

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Replacement and Repairment of Air conditioning equipment in Wakayama Prefectural Fisheries Experiment Station

- (2) Date and time for tender :

10:30 a.m. 13 July 2021 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 12 July 2021)

- (3) Contact point for the notice :

Agriculture, Forestry and Fisheries General Affairs Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2862

FAX 073-433-3024